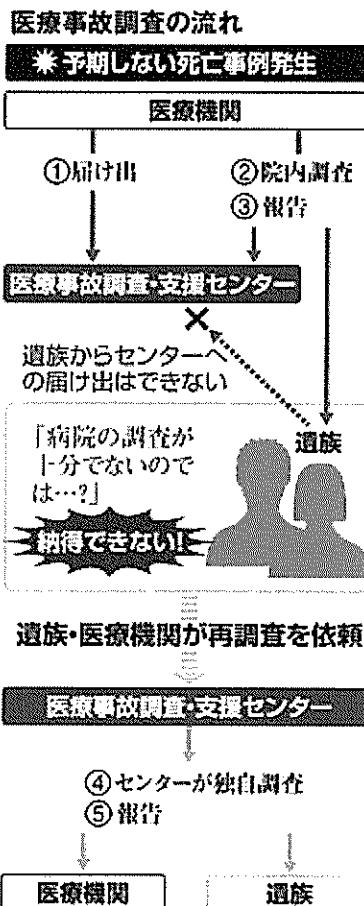


「予期しない死亡」が対象

実施は医療機関側が判断

第三著機関が医療事故の原因究明と再発防止を図る「医療事故調査制度」が今月1日から始まりました。万が一、大切な家族を医療事故で失つたときに、どうすればよいのでしょうか。制度の仕組みと課題をシリーズで読み解きます。



- 「いろいろな問題はあるが、医療界とともに国民から信頼される制度となるようこれからも役立ちたい」
 - 「事前に患者らに死亡リスクを説明」
 - 「カルテなどに死亡リスクを記録」
 - 「担当医から事情を聴き、院長が死亡が予期されたと認定」
- 1999年に東京都立広尾病院で妻を医療ミスで亡くし、制度創設を求める活動を続けていた永井裕之さ

ん(74)は今月2日、厚生労働省での会見で思いを語った。

制度は昨年6月に成立した地域医療・介護推進法に盛り込まれた。調査の対象となるのは、診察や検査、治療といった医療に起因

する「予期しない死亡」とは…

うこれからも役立ちたい」といふのすれにも該当しない場合をいう。

「高齢だから何が起きるかわかりません」

一般論でなく患者の病状を踏まえて言及しなければならない

(疑いも含む)する「予期しない死」と死産だ。意識不明といった重体のケンシや生涯抱える後遺症は対象にならない。全国に約18万あるすべての医療機関・助産所で10月1日以降に起きたものが対象だ。

仕組みは以下の通り。病院など医療機関の院長が「予期しない死」が起きたと判断した場合、第三者機関の「医療事故調査・支援センター」に調査を依頼し、センターが独

断した場合、第三者機関の「医療事故調査・支援センター」に調査を依頼し、センターが独

たた、医療機関側が医療事故ではないと判断すると、事故調査は始まらない。遺族側からセンターへ届け出ることはできない。医療機関側が自らに都合よく解釈して、調査しないのではな

いかと、遺族側は懸念す

る。昨年11月に発覚した群馬大病院(前橋市)で腹腔鏡による肝臓切除手術を受けた患者8人が死亡した事

故では、死亡してから事故

だったと知るまでに数年も

かかる遺族もいた。

そこで、厚労省は医療機

関側が故意的な判断をしな

いように、「予期しない死

亡」について、①事前に患

者らに死亡リスクを説明

(インフォームド・コンセ

ント)②カルテなどに死亡

リスクを記録③担当医らか

ら事情を聴き、院長が死亡

が予期されたと認定——の

うな苦渋があるか、曰くろ

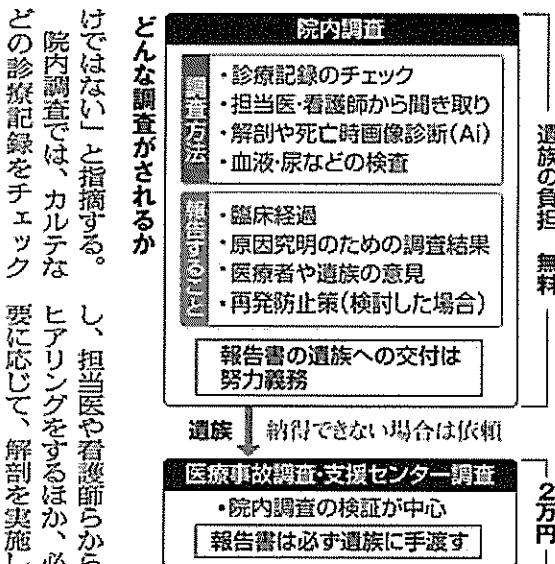
い。

(畠田亮平、坂井林太郎)

て医療機関に報告する。
届け出は年一千~二千件
と推定されている。センタ
ーは、得られた情報を集
め、事故の共通点を探り、
結果を遺族とセンターに報
告。遺族らが結果に納得で
きなければ、センターに調
査を依頼し、センターが獨
て医療機関をして、それを遺族
と医療機関に報告する。
届け出は年一千~二千件
と推定されている。センタ
ーは、得られた情報を集
め、事故の共通点を探り、
結果を遺族とセンターに報
告。遺族らが結果に納得で
きなければ、センターに調
査を依頼し、センターが獨

1

1日から始まつた医療事故調査制度では、まず医療機関が自ら調査（院内調査）をし、結果を遺族らが納得できなければ、第三者機関の「医療事故調査・支援センター」による調査が始まるといつて一段構えた。元済生会京都富病院長で医療制度を考えるNPO法人の中沢堅次理事長は「医療機関は責任を持って院内調査をし被害者に事実をあらためて説明すること」が重要。第二著機関の調査で事故の全てを解決できるわ



・分析をしたりする。各都道府県の医師会や関連学会などが支援する。

一方、センターの調査は、院長からの説明や必要な資料の提出を求めるが、「新たな事実の調査」といふよりは、院内調査の結果を医学的に検証するのが、厚生労働省の担当者。

制度の中心はあくまで「院内調査」に置かれる」とについて、遺族側は「病院側が内輪で都合が悪いことなどがあつた」として、院内調査の結果を医学的に検証するのが、厚生労働省の担当者。

とを願うのでは」と懸念する。ここで重要なのが「客觀性」だ。院内調査に、その病院とは関係ない「外部委員」が参加しているかが一つの判断材料になる。

昨年、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する事故が千葉県がんセンターと群馬大病院で発覚した。千葉県がんセンターでは県の検証委員会の報告書作りに日本外科学会など外部もかかわりトラブルなく進んだが、群馬大病院では当初、病院内部だけで客觀的に調査した

ため、遺族の信頼を失うなど混乱した。

日本医師会は9月、医療事故調査制度に関する医療機関や都道府県医師会向けのマニュアルを発表。院内調査で委員長と専門的な医学判断をする委員を外部から招く」とを推奨している。今村定臣常任理事は「患者、国民の信頼に応えるため、公平性、中立性、透明性を担保しなければならない」と話す。

院内調査と第三者機関のセンターの調査では、報告

書の扱いと患者の費用を
も異なる。

院内調査の報告書は、
ターハ必ず提出される。
族に対しては遺族が希望す
る方法で説明するようす
教育は求めているが、
の提出は義務化されてい
い。センターによる調査
果は、医療機関にも遺族
も報告書が渡される。
院内調査では遺族の質問
はないが、遺族がセンタ
ーに調査を依頼した場合
2万円がかかる。

表
て?

医療事故調査制度 2

誰がどこまで調べるの？

心地悪かった」などと懸念する。ソリビタツなのが「

ため、遺族の信頼を失うなど混亂した。

書の扱いと患者の費用負担も異なる。

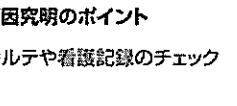
死」の原因是医療行為によるとか、持病や合併症によるのか。医療事故調査では、カルテや看護記録の子エック、担当医や遺族からの聞き取りのほか、解剖が死因究明のカギを握る。

医療裁判に詳しい石川寛俊弁護士は「事故が起きたときは、どのように容体が悪くなつたかという記録が丁寧に書かれてねらす、解剖して死因が初めてわかることが多い」と話す。

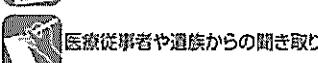
解剖では、専門の臨床医が
も立ち会つて、手術での
部分を切り、縫合したかな
どを丁寧に調べる。手術が
うまくいくているとなれば
ば、麻酔方法や手術後の点滴、
呼吸管理などに問題が
あった可能性が出てくる。
大阪大の松本博志教授は
(死因究明学) は「解剖じ
わかった」といって、担当医の
へのヒアリングで確認した
いきさうとを照らしあわせ
れば、診療行為との関係を

医療事故調査制度

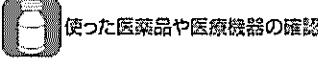
遺体の解剖何が分かる?



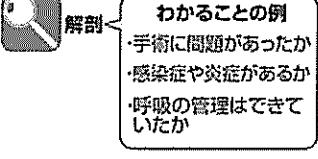
カルテや看護記録のチャック



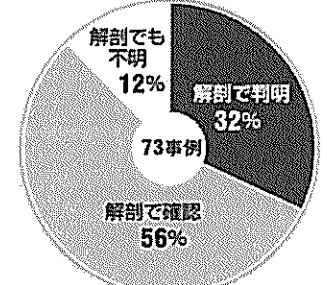
医療従事者や遺族からの聞き取り



ANSWER



わかることの例
手術に問題があったか
感染症や炎症があるか
呼吸の管理はできていたか



血栓で肺の血管を詰まらせるなど解剖部で判明したケースもありた。異状がないといふ確認も調査にプラスだ。

ただ解剖ができる施設は限られ、地域差も大きい。

松本さんは「医療事故の解剖部は、医療行為がどうなされたかと死因を調べるために、通常の病理解剖とは観点が違う。正確な評価にむけ医師と臨床医いすれもかなりの経験が必要」。人材育成や、実施・協力体制の確立

くりが欠かせない。
もう一つの大きな課題
が、遺族の心情への配慮だ。
事故で失った家族の体にメ
スを入れる解剖への拒否感
情が働きやすい。

たが、解剖をした調査対象にしたアンケート調査。頭部を約8割が腫脹。頭部を傷つけずにCTやMRIで出血や骨折を調べる。亡時画像診断(A-i)を利用できる場合もある。

豊田さんは「病院側の解剖でどのよなことかわかるか丁寧に説明する」もに、遺族の心情を考慮して、「何ができるかを考え」とが大切」と話している。(宮田洋平・桜井林)



医療事故調査制度④ 遺族の不信心取り除くには?

10年以上にわたる議論の末に創設された医療事故調査制度。まだ始まってから約1ヵ月だが、うまく機能させられるかは、病院側と遺族側との間にある不信感を、どれだけ取り除けるかにかかっている。

しかし、制度の運用方針制度整備のきっかけは、1990年代以降に大手病院では、対立が鮮明化し始めた。院内調査報告書の遺族への提出や再発防止策の記載などは義務化されなかつた。「裁判など責任追及に使われる」と一部の医療者側が反対したからだ。長女をお産の事故で亡く

る上、真相解明に必ずしもつながらなかつた。医療者側も警察など司法が介入したこと強い危機感があつた。制度自体は、患者側、医療者側の双方が待ち望んだもののはずだった。

医療事故調査制度をめぐる動き

1999	横浜市立大病院で、患者2人を取り違え手術
2004	診療行為での死亡を調査する中立機関の創設を19学会が提案
07	診療行為での死亡の調査のあり方について厚労省が検討開始
13	厚労省検討会が医療事故調査の仕組みを発表
14	医療事故調査制度を定めた法律が成立



裁判に訴えるしかなかつた。再発防止策がどう生かされているかを聞いて、遺族は心の整理を初めてできる」と話す。今回の制度にはそもそも罰則はない。医療者の良心を前提にしているからだ。だが、医療不信は今も根強く残る。

昨年、東京女子医大病院などの死亡事故が相次ぎだことだった。医療への不信を深めた患者側は裁判を起こしたが、時間がかかる

で人工呼吸器をつけた2歳男児に大量の鎮静剤が使われ、死亡した。両親は「せめて原因究明をやり切らねば、息子に申し訳ない」と話す。遺族への対応が不十分なら、混亂はますます広がる。

遺族と病院側の間に立つ第三看護師の「医療事故調査・支援センター」の公正さや透明性も課題だ。名古屋大の長尾龍雅教授構築が大切」と話す。【医療事故調査制度】これまで終わります。次に生かしてもらうために、(医療安全)は「まずは医

で人工呼吸器をつけた2歳男児に大量の鎮静剤が使われ、死亡した。両親は「せ

め原因究明をやり切らねば、息子に申し訳ない」と

話す。(畠田洋平、福富

書が届き、6日後に説明を受けた。だが、その後に浮

かんだ疑問には質問書を送

うな形で説明を求める

たとしても、適切な回答はなか

ったという。「新制度では

を遙る疑問点を減らす

查を依頼した遺族は、連絡

がないまま、1年後に報告

やわかりやすい説明を

やわらかくして、遺族側も何に疑

こと。遺族側も何に疑

うか。このままでは、医療者側が客觀性のある